請求の範囲

[請求項1] 試料を押圧により粉砕するための容器であって、

開口部を備えた容器本体と、容器本体の上部空間と下部空間とを隔てる仕切りと、を有し、

仕切りの少なくとも一部が、容器底部に対して水平でない部分を有する前記容器。

[請求項2] 下部空間が、仕切によって開口部に向けて突出する突出部が形成されるように構成される、請求項１に記載の容器。

[請求項3] 仕切りの頂部に連通孔を有する、請求項１または２に記載の容器。

[請求項4] 仕切りが、略への字または略ハの字形である、請求項１～３のいずれか一項に記載の容器。

[請求項5] 略への字および／または略ハの字形状の傾斜が、非対称である、請求項４に記載の容器。

[請求項6] さらに封止部を有する、請求項の１～５のいずれか一項に記載の容器。

[請求項7] 仕切りが、シール形成により形成された、請求項１～６のいずれか一項に記載の容器。

[請求項8] 試料が、生体由来組織である、請求項１～７のいずれか一項に記載の容器。

[請求項9] ＣＤ５６陽性細胞を分離するための請求項１～８のいずれか一項に記載の容器。